

平成29年度 第2回  
熊本県私立学校審議会  
会議資料

日時：平成30年2月13日（火）午前10時～  
場所：熊本県庁本館5階 審議会室



# 資 料 目 次

## 【諮問事項（公開）】

- ① 幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園（3園）の廃止認可について  
..... 1
- ② 学校法人教法学園の解散認可について  
..... 3
- ③ くまもと清陵高等学校の学則変更認可について  
..... 4

## 幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

- 1 施設・設置者の概要  
幼稚園の名称・園長名・所在地・設置認可日・設置者名等は別表のとおり。
- 2 廃止時期  
平成30年4月1日
- 3 廃止事由  
幼保連携型認定こども園への移行に伴い、幼稚園を廃止する必要があるため。
- 4 園児の処置  
在園児は幼保連携型認定こども園の園児となる。
- 5 教職員の処置  
幼保連携型認定こども園の教職員となる。
- 6 指導要録等の引継  
幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。
- 7 資産の処置方法  
基本財産(園地、園舎等)、運用財産(預金等)、負債は幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。

### ※ 幼稚園と幼保連携型認定こども園の比較(主なもの)

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
設置の根拠	学校教育法第4条第1項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項
法的性格	学校	学校かつ児童福祉施設
認可権者	都道府県	都道府県・指定都市・中核市

幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

市町村	施設				設置者		現在の 認可 定員	幼保連携型認定こども園の認可定員 (平成30年4月1日)				施設の名称(予定)
	名称	園長名	所在地	設置認可日	法人名	理事長名		1号	2号	3号	合計	
合志市	六華幼稚園	佐藤 准英	合志市野々島 5099-2	昭和48年3月10日	学校法人教法学園	佐藤 純子	90	75	60	45	180	幼保連携型認定こども園 六華こども園
長洲町	長洲幼稚園	吉村 シズ代	玉名郡長洲町長 洲607	昭和51年12月13日	学校法人松本学園	松本 秀蔵	240	80	60	60	200	幼保連携型認定こども園 長洲しおがこども園
大津町	大津音楽幼稚園	藤原 ミスズ	菊池郡大津町大 津1064-3	昭和53年3月31日	学校法人愛和学苑	藤原 ミスズ	260	200	31	29	260	幼保連携型認定こども園 大津音楽幼稚園
合計	3幼稚園				3法人		590	355	151	134	640	

※1号…3歳～5歳(学校教育を希望する園児)

※2号…3歳～5歳(保育を必要とする園児)

※3号…0歳～2歳(保育を必要とする園児)

学校法人教法学園の解散認可について

(私立学校法第50条に基づく認可)

名 称	学校法人教法学園	理事長名	佐藤 純子
事務所所在地	合志市野々島 5099 番地 2	寄附行為認可日	昭和 4 8 年 3 月 1 0 日
解散時期	平成 3 0 年 4 月 1 日		
解散理由	社会福祉法人への事業譲渡に伴う理事会及び評議員会の解散決議による。		
法人の設置する学校	六華幼稚園（私学助成園）		
役 員	理事 6 人 監事 2 人		
残余財産の処分	<p>残余財産については、社会福祉法人六華保育園と締結する事業譲渡契約に基づき、一切を社会福祉法人に帰属させる。</p> <p>※学校法人教法学園寄附行為第 3 9 条 「この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。」</p>		
<<参考>> 資産等 (H29.3.31 現在)	(1) 資 産	311,828,329 円	
	(2) 負 債	164,988,155 円	
	(3) 残余財産	146,840,174 円	

くまもと清陵高等学校の学則変更認可について

(学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第10号に基づく認可)

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光																																			
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字 小野5番300	設置認可日	平成29年3月24日																																			
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理事長名	組脇 泰光																																			
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 900人																																			
変更時期	平成30年4月1日																																					
変更理由	<p>現在、授業料及び諸経費は前期と後期で分納することとしているが、就学支援金年間支給額を差し引いたうえで、1年分を一括徴収するため、分納規定を削除し、年度初めに全納する規定に変更する。</p> <p>また、将来的に特待生入試等の新たな入試形態を検討していることから、生徒納付金を減免することができる規定を追加する。</p>																																					
変更内容	変更前		変更後																																			
	<p>第30条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(単位 円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学選考料</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学金</td> <td>95,000</td> <td>推薦入試による入学者は半額となる。</td> </tr> <tr> <td>授業料(年間)</td> <td>1単位あたり9,000</td> <td>前期と後期に分納。</td> </tr> <tr> <td>施設設備費(年間)</td> <td>36,000</td> <td>各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。</td> </tr> <tr> <td>教材費</td> <td>実費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	金額(単位 円)	備考	入学選考料	10,000		入学金	95,000	推薦入試による入学者は半額となる。	授業料(年間)	1単位あたり9,000	前期と後期に分納。	施設設備費(年間)	36,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。	教材費	実費		<p>第30条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(単位 円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学選考料</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学金</td> <td>95,000</td> <td>推薦入試による入学者は半額となる。</td> </tr> <tr> <td>授業料(年間)</td> <td>1単位あたり9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設備費(年間)</td> <td>36,000</td> <td>各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。</td> </tr> <tr> <td>教材費</td> <td>実費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(単位 円)	備考	入学選考料	10,000		入学金	95,000	推薦入試による入学者は半額となる。	授業料(年間)	1単位あたり9,000		施設設備費(年間)	36,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。	教材費	実費
項目	金額(単位 円)	備考																																				
入学選考料	10,000																																					
入学金	95,000	推薦入試による入学者は半額となる。																																				
授業料(年間)	1単位あたり9,000	前期と後期に分納。																																				
施設設備費(年間)	36,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。																																				
教材費	実費																																					
項目	金額(単位 円)	備考																																				
入学選考料	10,000																																					
入学金	95,000	推薦入試による入学者は半額となる。																																				
授業料(年間)	1単位あたり9,000																																					
施設設備費(年間)	36,000	各年次の履修単位数によって異なる。卒業に必要な修得単位数は74単位。																																				
教材費	実費																																					
	<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、前期・後期ごとに、各期分を全納しなければならない。</p> <p>3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めるときは、全部又は一部を返還することができる。</p>		<p>2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、年度の初めに年度分を全納しなければならない。ただし、特別な事情があると学校長が認めた場合は、納付の方法について異なる場合がある。</p> <p>3 学校長は、別に定めるところにより生徒納付金を減免することができる。</p> <p>4 既納の生徒納付金は返還しない。ただし、特別の事情があると学校長が認めるときは、全部又は一部を返還することができる。</p>																																			

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○2～5 （省略）

学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～九 （省略）

十 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 （省略）

2 （省略）

（私立学校の目的の変更等についての届出等）

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。

二～六 （省略）

2 （省略）